

## 公認スキー検定員クリニック開催基準要項

1. 公認スキー検定員規程第9条第1項に定める公認スキー検定員クリニック（以下「クリニック」という。）は、公益財団法人全日本スキー連盟（以下「本連盟」という。）が主催し、加盟団体主管のもとに行い「(公財)全日本スキー連盟スキー検定員クリニック××会場」と称する。
2. 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。
3. クリニックの会場は、参加者の所属する加盟団体によらず、自由に選ぶことができる。
4. クリニックを主管する加盟団体は、開催要項を主管加盟団体のホームページ等で周知する。
5. クリニックを主管する加盟団体は、10月末日までに開催日程、会場、責任者及び主任講師を本連盟へ提出し、承認を受けなければならない。また、開催日程、会場、責任者、主任講師の変更、事業の中止等が生じた場合は、速やかに変更届、中止届を本連盟に提出しなければならない。
6. クリニック年度は、本連盟年度とする。
7. クリニックは、責任者立会いのもとに、次の各号に掲げるとおり運営する。
  - (1) クリニックの責任者は、本連盟の理事・教育本部部長・教育本部専門委員、主管加盟団体長・副会長・教育本部理事、又は本連盟の教育本部理事会が認めた者
  - (2) A級検定員クリニック、B級検定員クリニックの主任講師及び講師は、主管加盟団体長が委嘱したスキーA級検定員資格が有効な者
  - (3) B級検定員クリニックの主任講師は、主管加盟団体長が委嘱したスキーA級検定員資格が有効な者。講師は主管加盟団体長が委嘱したスキーA級検定員又はスキーB級検定員資格が有効な者
  - (4) C級検定員クリニックの主任講師及び講師は、主管加盟団体長が委嘱したスキーA級検定員又はスキーB級検定員資格が有効な者
  - (5) クリニックは1単位とし、実技での実施を原則とする。
  - (6) 1単位の研修時間は2時間を原則とし、欠単位がある場合は、クリニック修了を認めない。
8. クリニックは、次の各号に掲げる要領による。
  - (1) 実技（運営能力）
    - ① 運営スケジュール
    - ② 斜面選定
    - ③ 傷害防止対策
    - ④ その他運営に関すること
  - (2) 実技（判定能力）  
視覚による評価の実際（映像資料の利用を含む）
9. 本連盟は、従来のクリニック理論に相当するeラーニングを補助的な教材として作成し、SNS等を利用し、検定規定、基準等の解説やその他必要な情報発信を行う。クリニック参加者は、参加前にeラーニングを視聴する。
10. クリニックの参加希望者は、開催要項に示された期日までに、主管加盟団体に申込む。
11. クリニックを主管する加盟団体の報告責任者は、事業終了後3週間以内に、本連盟会員登録システムで、出席登録を行う。

12. クリニック参加料は、各種公認・登録料金一覧表に定める研修会参加料とする。
13. この要項の改廃は、教育本部理事会の議決による。

昭和61年8月	制定
昭和61年5月	改訂
昭和61年11月	改訂
平成元年6月	改訂
平成2年11月	改訂
平成4年10月	改正
平成4年12月12日	改正
平成12年9月21日	改正
平成15年6月27日	改正
平成16年6月25日	改正
平成17年11月2日	改正
平成18年11月1日	改正
平成23年9月20日	改正
平成25年7月9日	改正
平成27年7月14日	改正
平成29年7月15日	改正
令和5年7月5日	改正
令和7年4月3日	改正